

第2条 基本方針の調整

本覚書に記載、指定される各職務および各プログラムの基本方針の調整、指針、紛争解決および定期進捗状況評価については、2017年1月28日付の国家安全保障に関する大統領覚書第2号（国家安全保障会議および国土安全保障理事会議の組織）、またはその後継文書において確立された省庁間の手順に従ってこれを提出するものとする。

- (i) イスラム国打倒のための新計画（以下「本計画」という）の策定をただちに開始するものとする。
- (ii) 国防長官は30日以内に、イスラム国打倒のための本計画の素案を大統領に提出するものとする。
- (iii) 本計画には以下を含めるものとする。
 - (A) イスラム国打倒のための包括的戦略および諸計画。
 - (B) イスラム国への武力行使に関係する、国際法の要件の範囲を超える米国の交戦規定およびその他の米国の行動方針の制限に対する修正の推奨。
 - (C) イスラム国とそのイスラム過激派のイデオロギーを孤立化し、非合法化するための広報外交、情報操作、サイバー戦略。
 - (D) イスラム国との戦闘に加わる新たな連合パートナーの特定、および連合パートナーにイスラム国とその関連組織と戦闘する権限を付与する方針。
 - (E) 資金移動、マネーロンダリング、石油収入、人身売買、略奪作品・歴史資産の売却をはじめとする収益源など、イスラム国の資金源を断つかまたはそれを掌握するためのメカニズム。
 - (F) 本計画への資金提供を確保するための詳細な戦略。
- (a・略)
- (b) 参加者。国防長官は国務長官、財務長官、国土安全保障長官、国家情報長官、統合参謀本部議長、国家安全保障問題担当大統領補佐官ならびに国土安全保障および対テロ担当大統領補佐官と協力して、本計画を策定するものとする。
- (c) 本計画の策定。適用法が容認する範囲で、本条の(b)の規定で特定された参加者は、イスラム国とその関連組織の打倒に関係して連邦政府が所持するあらゆる情報をまとめるものとする。すべての連邦行政部および連邦行政機関は、参加者からイスラム国に関係してそれらが所持または管理する情報の提供要請がある場合、法律で許可する範囲で、これにただちに従うものとする。参加者は適切な情報源があれば、

そこから本計画に関する情報をさらに求めることができる。

- (d) 国防長官はここに、本覚書を連邦官報に公表する権限を付与され、それを指示される。

ドナルド・J・トランプ